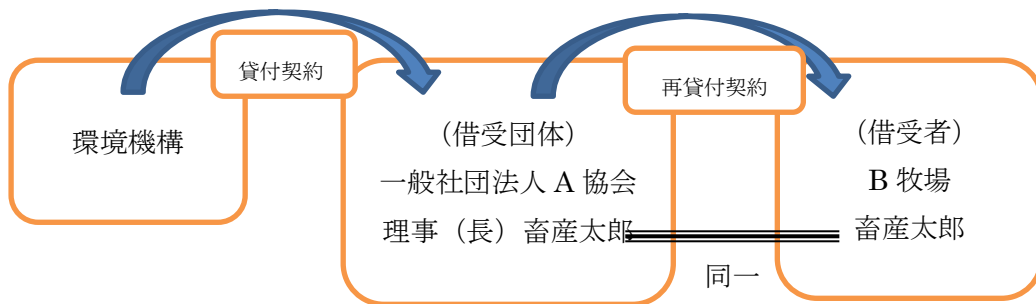


《リース契約の重要なお知らせ》

## 借受団体の理事長と借受者が同一の場合は、理事会の承認が必要

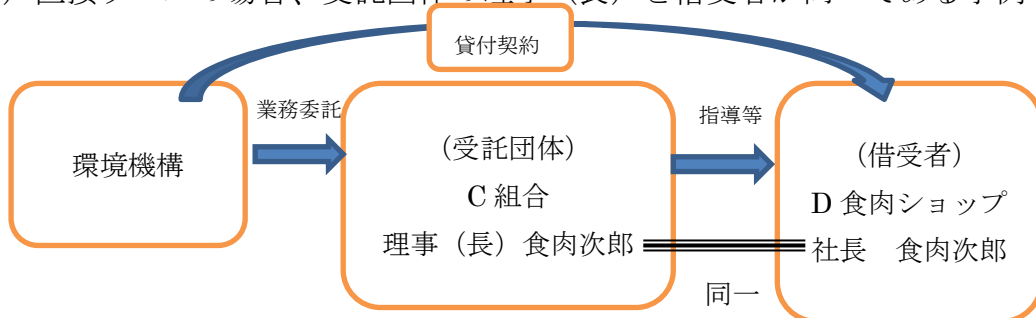
### 1 畜産高度化支援リース事業のリース契約を締結する際の事例

#### (1) 間接リースの場合、借受団体の理事（長）と借受者が同一である事例



※B 牧場に対するリース債権者は A 協会。リース債権の債権者・債務者が同一。

#### (2) 直接リースの場合、受託団体の理事（長）と借受者が同一である事例



※受託団体は、「畜産高度化支援リース事業業務委託要領」に基づいて、検収業務、借受者に対する指導等を行う立場にあります。

こうした場合は、いずれも民法第 108 条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 84 条、中小企業等協同組合法第 38 条等で禁止されている理事の自己契約、利益相反行為に該当します。

### 2 対応方法

理事の自己契約や利益相反取引が独断で行われ、組合などの財産上の被害を被ることを防止するため、それぞれの法律では、理事会の承認を必要としています。